

LMS ソフトウェア及びハードウェア 製品固有条件

Siemens Product Lifecycle Management Software Inc.又はその Siemens Industry Software の関連会社（総称して「SISW」という。）は、お客様と SISW ソフトウェアのためのソフトウェアライセンス及びサービス契約（以下「本契約」という。）を締結しています。本契約は、両当事者が署名をする書面契約又はお客様が電子的に契約に同意をするクリックラップ契約若しくはオンライン契約の形式で締結される場合があります。本条件（以下「LMS 修正条件」という。）は、LMS ソフトウェア及び／又はハードウェアに固有のものであり、SISW が提供する他のソフトウェア又はハードウェアに固有のものではありません。LMS 修正条件の条項は、本契約の条項に追加されるものであり、本条項が本契約の条項と矛盾する場合、LMS ソフトウェア又はハードウェアに関して、本条項は、本契約の条項に優先します。

追加的な LMS 条件は、以下の通りです。

1. **定義** LMS 修正条件において大文字で表記された用語及び表現は、LMS 修正条件で別途定義されている場合を除き、本契約で定義された意味を有します。
2. **参照による組み込み** 本契約の第 1 条及び第 4 条の条件は、ここに参照により本 LMS 修正条件に組み込まれるものであり、また特にハードウェアの購入に適用させるための必要な変更を加えた上で、LMS ソフトウェアライセンス、LMS ソフトウェア保守サービス及び LMS ハードウェアの購入に準用されるものとします。LMS ソフトウェアライセンス及び LMS ソフトウェア保守サービスについて、本契約の第 2 条及び第 3 条の条件もまた、ここに参照により本 LMS 修正条件に組み込まれるものであり、また適用されるものとします。本 LMS 修正条件の条項定が本契約の条項と矛盾する場合、本 LMS 修正条件の条項は、本契約の条項に優先するものとします
3. **ソフトウェアライセンスタイプ** 本契約はここに、LMS ソフトウェアに関してのみ利用可能な以下のライセンスタイプを追加するように変更されます。
 - 3.1 「**PLC**」とは、一次ライセンス料を意味し、LMS ソフトウェアにかかる複合的な PLC/ALC サブスクリプションライセンス開始時に支払われる初期料金を示します。PLC は、初年度期間のサブスクリプションライセンスについての LMS ソフトウェア及び保守サポートサービスのライセンスを対象とし、それに続いて ALC 料金の年間支払がくるものとします。
 - 3.2 「**ALC**」とは、PLC と連動した年次ライセンス料を意味し、LMS ソフトウェアに関する、初年度以降の複合的な PLC/ALC のサブスクリプションライセンスについて年次で支払われる料金を示します。ALC は、(i) 適用される年次期間の LMS ソフトウェア使用権、及び、(ii) PLC 料金の延長として当該年次期間の保守及びサポートサービスを対象とします。お客様は、ALC を注文しサブスクリプションライセンス料を年単位で支払うことにより、サブスクリプションライセンスを無期限で更新することができます。お客様が、PLC 等、年次サブスクリプション期間終了前に ALC を注文しなかった場合、LMS ソフトウェアのライセンスは、終了するものとします。
 - 3.3 「**フローティング**」ライセンスは、本件ソフトウェアのアクセスが、常に、本契約に基づき有効に取得された上限数の同時ユーザーに限定され、又対象ライセンスの使用が、(i) 同組織内のチーム及び(ii)ライセンス購入に関し LSDA で指定された、地理的に顧客の同敷地内に所在するユーザーのグループに制限される、ものとする。
 - 3.4 「**レンタル**」とは、(i) 3 か月から 10 か月の間の限定的な期間についての LMS ソフトウェア使用権、並びに、(ii) 当該期間中の保守及びサポートサービスを対象として、支払われる一時料金を意味します。
 - 3.5 「**YLC**」とは、年次ライセンス料金を意味し、(i) 1 年間の LMS ソフトウェア使用権、及び、(ii) 当該 LMS ソフトウェアにかかる保守及びサポートサービスを対象としたサブスクリプションライセンスに関し、年次で支払われる料金が適用されます。サブスクリプションが年間サブスクリプション期間終了日に更新されない場合、LMS ソフトウェアの当該ライセンスは、終了するものとします。
4. **トークンの使用条件** LMS トークン製品の使用に対して、以下の条件が適用されます。
 - 4.1 「**基本ライセンス**」とは、LMS トークン製品が関わりを持つ LMS 製品ファミリーに対応する、基本構成の永久ライセンス又は期間限定ライセンスを意味します。

4.2 「LMS トークン製品」とは、お客様がバリューパックで購入できる製品のそれぞれを意味します。その詳細は、お客様の購入日の時点で、SISWによって指定されます。

4.3 「LMS トークン」とは、お客様の LMS トークン購入日の時点で SISW によって指定される事前定義値が割り当てられており、特定の LMS 製品ファミリー内の信頼できるフィーチャー機能へのアクセスに使用できる、LMS トークン製品のトークン構成部分を意味します。

4.4 「LMS 製品ファミリー」とは、次の個別製品ファミリー、Simcenter 3D、LMS Virtual. Lab、LMS Imagine. Lab、LMS Tecware、及び LMS Test. Lab のそれぞれを意味します。

4.5 LMS トークン製品の購入に対して、以下の条件が適用されます。

- (a) お客様は、当該基本ライセンスを既に購入している場合にのみ、LMS トークン製品を購入する権利を有するものとします。
- (b) お客様は、同じ LMS 製品ファミリーに対応する LMS トークンのみを使用することができます。LMS トークンをさまざまな LMS 製品ファミリーに利用することはできません。LMS 製品ファミリー内に、LMS トークンによってアクセスできないフィーチャー機能が存在する場合があります。
- (c) お客様は、基本ライセンス(永久ライセンス又は期間限定ライセンス)に対応する LMS トークン製品を、それぞれ LSDA における SISW とお客様との合意に基づいて購入することができます。
- (d) お客様が、LMS トークンを特定のフィーチャー機能へのアクセスに適用すると、規定数の LMS トークンがチェックアウトされ、お客様がアクセスしている機能を終了するまで、お客様には利用できなくなります。お客様が関連フィーチャー機能にアクセスできるのは、SISW によって指定された価値に従ってその機能へのアクセスに利用できる、LMS 製品ファミリーに関連した十分な数の LMS トークンを保有している場合のみです。
- (e) SISW は、LMS トークン製品の追加又は削除、或いは LMS トークンによって、LMS 製品ファミリー内で、お客様の LMS トークン購入日の時点で SISW によって指定されたものからアクセス可能な既存のフィーチャー機能に対する変更(追加及び削除を含む)を、いつでも自己の裁量により行う権利を留保します。

4.6 お客様は、以下のことを承認し、同意します。

- (a) お客様が、永久ライセンスである基本ライセンスに対応する LMS トークン製品を購入した場合、及び
- (b) SISW が、LMS トークン製品又は LMS 製品ファミリー内のフィーチャー機能に関する追加、変更、又は削除の権利を上記の規定に従って行使した場合、

お客様は、アクセス日の時点で、適用される LMS トークン製品と関連する基本ライセンスの両方に対して SISW との現在の保守サービス契約を保有する場合にのみ、これらの新しい LMS トークン製品及び/又はこの新しい、或いは変更されたフィーチャー機能へのアクセスを許可されるものとします。

5. **ハードウェア条件** 以下の LMS ハードウェア及びハードウェア保守条件は、LMS ハードウェア及び関連サポートサービスの販売に適用されるものとします。

5.1 **範囲** 本 LMS 修正条件に記載される条項に基づき、お客様は、装置、機器、付属品、部品及び関連するすべてのドキュメンテーションを含む LMS ハードウェア製品（「ハードウェア」）並びにそれに関する通常サポートを購入することができます。SISW は、販売することができます。

5.2 **注文及び納入** ハードウェア及びハードウェアに関する通常サポートにかかるお客様のすべての注文は、本契約の条項（本 LMS 修正条件による修正を含みます。）を条件とします。当該注文はすべて、SISW の承諾を条件とし、またハードウェア及びハードウェアに関する通常サポートの売買について、参照により本契約（本 LMS 修正条件による修正を含みます。）

が組みこまれた 1 又は複数の LSDA によって行われるものとします。LSDA に関し別段の合意がない限り、ハードウェアはすべて、「主要輸送費抜き条件 FCA (ベルギー国ルーベン市所在の SISW) (インコタームズ 2010) で引き渡されます。本条に規定された納入条件に従ってお客様に提供されるハードウェアは、本契約の目的において「納品」を構成し、たとえ SISW がかかる納品の後にハードウェアの輸送手配に関わる場合も同様とします。お客様が、同一 LSDA において LMS ソフトウェア及びハードウェアの注文をする場合は、本契約のその他の条項にかかわらず、LSDA において明示的な別段の合意がない限り、本条に記載の納入条件が、全ての注文について優先して適用されるものとします。

5.3 危険負担及び所有権移転 滅失毀損の危険は、納入をもってお客様に移転するものとします。ハードウェアの所有権は、支払全額を SISW が受け取った時にお客様に移転するものとします

5.4 保証

(a) ハードウェア保証期間 「LMS」と称して販売され又はブランド化されたハードウェア（「LMS ハードウェア」）について、お客様への納品の日に開始し、LMS ハードウェアをお客様に出荷する月の翌月の初日から 12 ヶ月後に終了する期間について、SISW は、下記第 4 条(b)に基づき定められた保証範囲に適合した保証を提供します。

(b) 範囲 保証期間中、SISW は、次のことを明示的に保証します。

(i) LMS ハードウェアに、通常の使用において仕上がり及び材料における欠陥のないこと。

(ii) LMS ハードウェア製品が、納品時に有効な LMS ハードウェアについて SISW ファクトシートに記載する仕様に実質的に適合していること。

(iii) 有効な保証請求の通知を受けたときは、SISW が、自己の選択するところにより、追加料金なしに、LMS ハードウェア製品を修理するか、又は交換すること。

上記は、LMS ハードウェアの保証請求に関する SISW の唯一且つ排他的な責任となるものとします。

SISW 製品の及びサービスファクトシートはすべて、SISW ウェブサイトで確認でき、SISW からコピーをいつでも要求できます。

(c) 第三者ハードウェア保証 第三者によって製造、販売又はブランド化されたハードウェア（即ち、LMS ハードウェア以外のハードウェア）は、現状有姿で提供され、製造者又は関連する第三者ベンダーにより保証が担保されます。

(d) 延長修補の否定 瑕疵是正期間については、保証期間を超過しないものとします。

(e) 保証の排除 保証は、次の事項に起因する瑕疵には適用されません。(i) 不正使用、インストールの誤用、不適切なサイト造成、SISW のサイト仕様（ある場合）に適合していないサイト又は環境の条件、(ii) お客様又は第三者供給のソフトウェア、インターフェース又はサプライ用品、(iii) SISW の仕様及び指示に反する場合、(iv) 通常の摩損で、システム機能に影響しないもの（表面的損傷、擦過傷、凹み等）、(v) SISW 又はその権限ある代表者以外の者による過失、事故、不正な又は不適切な保守若しくは校正、修正、拡張、修理、又は承認を受けていない変更、(vi) 水害、火災その他の危険。

(f) 上記の明示の保証を除き、SISW は、商品性及び特定目的適合性のすべての黙示の保証を含む、本契約に基づいて提供されるハードウェア製品に関連するすべての保証を否認します。明示的に記載される保証は、ハードウェア製品の使用又は性能から生じた、又はそれに関連する損害についての SISW 側の債務又は責任のすべてに代わるものです。本第 5.4 項は、ハードウェア製品保証請求に関する SISW の唯一且つ排他的な責任を規定するものです。

5.5 知的財産権 いずれの当事者も、別段の合意のない限り、本 LMS 修正条件において、相手方当事者に対し、いかなる著作権、特許、商標、営業秘密その他知的財産権、又は秘密若しくは機密情報を使用する権利も付与するものではありません。

本 LMS 修正条件の条項に基づき、SISW は、お客様に対し、ハードウェアの動作のためにハードウェア製品内のファームウェア（以下「ファームウェア」といいます。）を使用する非独占的、譲渡不能のライセンスを付与します。ファームウェアを上記以外に使用するときは、このライセンスは、自動的に終了します。お客様は、ファームウェアを逆コンパイル、変更若しくは修正することは許されず、又はファームウェアから他のプログラムを引き出すことは許されません。お客様は、ファームウェア上の所有権的権利、著作権又は標章を修正することも又は削除することも許されません。ファームウェアは、それが組み込まれているハードウェアに関連してのみ使用することができます。本契約の他の箇所に記載されるソフトウェアライセンス及びソフトウェア保守条項は、ファームウェアには適用されないものとします。

5.6 LMS ハードウェアのアフター保証サポートパッケージ。

- (a) ハードウェアサポート SISW は、LMS ハードウェアに関し、次の特定の3タイプの標準サポートパッケージを提供します。(a)校正サービスパッケージ(「校正」)、(b)保守及びサポートサービスパッケージ(「保守」)、及び、(c)ハードウェア修補(「修補」)。校正及び保守を総称して、以下「ハードウェアサポート」といいます。

ハードウェアサポートは、本 LMS 修正条件の条項に従って、本契約に基づき、該当するハードウェアにかかるサポートパッケージを購入したお客様に提供されます。ハードウェアサポートは、本契約に基づき、通常、お客様のサイトにおいて、ハードウェア又はハードウェアの一部に関し本サポートパッケージが SISW よってなされることが可能な限りにおいて、継続します。

- (b) ハードウェアサポート範囲 お客様は、選択したハードウェア製品のみについてのハードウェアサポートを購入できません。該当するファクトシートには、該当するハードウェアサポート製品について利用可能なハードウェアサポートパッケージが定められており、またかかるハードウェアサポートの範囲の詳細を記載しています。

(c) ハードウェアサポートの特別条件

(i) 校正及び/又は保守パッケージは、LMS ハードウェアの保証期間終了前に注文するものとします。校正及び/又は保守が保証期間満了後に注文される場合には、SISW は、システムチェックを行い、お客様が校正及び/又は保守パッケージを購入することが可能となる前に修理に関する価格申込みを行う権利を留保します。

(ii) 該当するファクトシートに記載される特定の LMS ハードウェア製品についてサポートパッケージが提供されることを条件として、SISW は、該当する LMS ハードウェア製品の正式発表された最後の生産日から少なくとも 5 年間、校正及び/又は保守サービスが利用できることを保証します。

(iii) 保守パッケージは、SISW 又はその権限を与えられた代表者以外の者により修正され、変更され、又は補修されたハードウェアには適用されません。またハードウェアが誤用、ある種の濫用、不正使用若しくは事故により損害を受けた場合、又は本 LMS 修正条件の第 4 条に基づく規定により保証が除外されている場合は、適用されません。

(iv) モジュールのアップグレードは、ハードウェアサポートパッケージに含まれず、常に別途請求されます。モジュールは、お客様に該当するハードウェア製品が納品された後、SISW 価格表の異なる項目に対応する新製品識別番号を付されるときにアップグレードされたものとみなされます。かかるアップグレードは、お客様による明示的な注文をもってのみ実施されます。

(v) ハードウェアサポートは、SISW 地域オフィス (SISW の裁量により決定します。) の一拠点において初期設定として実施されます。ハードウェアサポートの実施のために相手方の住所に該当するハードウェアを出荷する料金は、各当事者が負担します。現場訪問がお客様により要求される場合、お客様は、かかる現場訪問のための宿泊、出張時間又は交通機関についての旅費を支払うことに同意するものです。

- (d) 修補 保証期間の満了後に LMS ハードウェアに瑕疵が生じた場合、又はかかる瑕疵が、どのような理由であれ、本 LMS 修正条件の第 4 条に基づき規定された保証、又は当該ハードウェア製品について注文された保守パッケージにより対応されない場合、お客様は、SISW に対し、かかる瑕疵を修補するよう要求することができます。但し、SISW は、かかる瑕疵が修補可能又は修補されることを表明又は保証するものではありません。かかる修補又は修補の試みについて、お客様は、合理的な自己負担経費に加え、SISW のその当時の料金で、SISW のサービスについて支払いを行うことに同意するものです。修補された LMS ハードウェアは、本 LMS 修正条件の第 3.4 項の規定に従って修補された箇所又はモジュールについて、修補されたハードウェアをお客様に返送した翌月の 1 日より 3 カ月間、新たな保証が適用されます。

- (e) 保証 SISW は、ハードウェアサポートが専門的且つ職人らしいやり方で行われることを表明し、保証します。ここに規定する場合を除き、SISW は、商品性及び特定目的適合性の黙示の保証等を含む明示又は黙示のその他の保証を行うものではありません。

- (f) 料金—支払い ハードウェアサポート料金は、毎年、事前に支払われます。初年度の料金は、LSDA に明示の効力発生日に支払われます。その後の適用料金は、効力発生日の応当日に支払われます。お客様が支払日にハードウェアサポートについて支払うべき金額を支払わないときは、SISW は、ハードウェアサポートの実施を停止し、及び未提供のハードウェアサポートを取消することができます。

- (g) 期間及び終了 ハードウェアサポートの提供期間は、LSDA に定める効力発生日に効力を生じ、1 年間、又は LSDA において両当事者が合意するそれよりも長い期間、効力を持ち続けます。お客様が購入したハードウェアサポートは、本契約に含まれる解除の規定に従ってのみ解除することができます。解除は、解除前に生じた両当事者の権利に影響を及ぼすものではありません。理由の如何にかかわらず、ハードウェアサポートの満了又は解除後も、第 4.6 項(e)、第 4.6 項(f)及び第 4.6 項(g)は、完全に効力を持ち続けるものとします。

- (h) 下請一譲渡 SISW は、ハードウェアサポートを提供する自己の義務の一部又は全部を、本契約に基づいて SISW が有すると同一の権利及び義務を有する第三者に下請けに出す権利を有します。

5.7 責任の制限及び補償 本契約に含まれる責任の制限の規定に加えて、ハードウェア及びハードウェアサポートに関して以下が適用されるものとします。

- (a) SISW は、次のことについて責任を負いません：(i) SISW が提供するハードウェア又はハードウェアサポートに関するあらゆる指示の一部又は全部の不遵守に起因する損失又は損害、(ii) SISW 以外の者が修正し又は保持しているハードウェアに起因する損失又は損害、(iii) ハードウェア又はその使用により生成されたデータに起因する損失又は損害。
- (b) お客様は、ハードウェアサポートが実施される方法が、お客様又はその権限を認められた代表者の指示によるものである場合に、当該方法から生じ若しくは関連していずれかの者が負担し又はかかる者に対して請求される可能性のある請求、要求、損失（財務上その他の）、損害、債務、費用、手数料、租税の増加又は費用（裁判費用及び合理的な弁護士費用等を含みます。）の一切について、SISW に補償し、SISW に損失を負わせません。

本条の規定は、どのような理由であれ、本契約及び本 LMS 修正条件の満了又は解除の後も存続します。